

議案第218号

静岡市駐車場条例の一部改正について

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月13日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第18条第1項の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第3条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

（入出場時間）

第4条 駐車場に自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、静岡市静岡駅北口地下駐車場（以下「静岡駅北口地下駐車場」という。）にあつては午前6時から午後12時までと、静岡市清水駅東口駐車場（以下「清水駅東口駐車場」という。）にあつては午前5時30分から午後12時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第7条から第12条までを次のように改める。

第7条から第12条まで 削除

第12条の2中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改める。

第12条の3の見出し中「清水駅東口駐車場の」を削り、同条中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改め、「別表第2に定める」を削る。

第13条中「市長等（静岡駅北口地下駐車場にあつては市長を、清水駅東口駐車場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改める。

第15条及び第17条の3中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第18条第1項及び第2項並びに第20条第1号及び第2号中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改める。

第22条第1号中「清水駅東口駐車場」を「駐車場」に改め、同条第2号中「清水駅東口駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券並びに清水駅東口駐車場」に改める。

別表第1中「第7条、」を削り、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「金額」を「利用料金の限度額」に改める。

別表第2中「第8条、第12条の3、」を削り、同表1静岡駅北口地下駐車場の表中「回数駐車券の額」を「回数駐車券の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入場する自動車に係る駐車料金について適用し、施行日前に入場した自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条の2、第12条の3及び別表第2の規定にかかわらず、施行日前に使用料を納付した回数駐車券を有する者は、施行日以後に当該回数駐車券を使用して静岡市静岡駅北口地下駐車場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 静岡市静岡駅北口地下駐車場の指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第19条から第21条までの規定の例により行うことができる。
- 5 施行日において静岡市静岡駅北口地下駐車場の指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第18条第3項の規定の例により施行日以後の静岡市静岡駅北口地下駐車場の利用に係る利用料金を定めることができる。